災害復旧工事関係事業者の皆様へ

災害復旧工事における労働災害防止について
～作業者の安全確保はできていますか？～

宇部労働基準監督署

令和5年6月末から7月初旬にかけて発生した豪雨により、美祢市、山陽小野田市各地にて、洪水災害、土砂災害、浸水害等が発生するなど、県民生活に甚大な被害が発生しています。

今後、これらの災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事については、崩壊等による地盤の緩みや落石が生じたり、施工が困難な箇所での作業を余儀なくされたりするなど、通常の建設工事と比べても、作業の安全を確保することが難しい面があります。

今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、次にお示しする事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策を徹底していただきますようお願いします。

工事を開始する前に、まず、これを確認！

- ✔ **請負契約**はなされていますか。契約はトラブルを防ぐために書面で行いましょう。
- ✔ 現場の安全な**工事計画**はできていますか。発注者と計画について協議しましょう。
- ✔ **施工体系図**や**緊急連絡体制**は出来上がっていますか。店社で整備しておきましょう。
- ✔ 建設機械のリース等は現場の規模に応じたものを適切に調達するようにし、現場において安全を確保するために**必要な経費**については執行を可能とする権限を与えましょう。
- ✔ 作業開始前に当日の作業箇所と作業内容を確認し、**危険予知**を行い安全対策を確認したうえで作業を開始しましょう。
- ✔ **元方事業者**は協力会社やその作業員に対し**法令に違反しないよう指導**しましょう。違反しているときは是正のための指示を行う必要があります。

【指導・是正の例】

・就業制限業務・・・・・・・有資格者であるか
・特別教育・・・・・・・・・・・特別教育修了者であるか
・作業主任者・・・・・・・・・必要な作業に適正に配置されているか
・作業指揮者・・・・・・・・・　　〃
・監視人又は誘導者・・・　　〃
・持込機械の安全基準確保及び法定点検（検査）の実施
・健康診断および特殊健康診断の実施状況

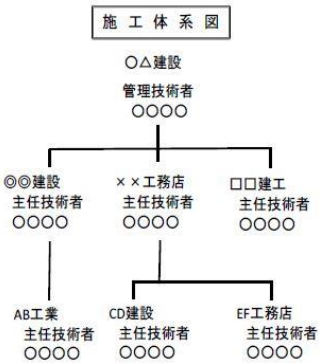

【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】

地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインを参考に、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図りましょう。

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインはこちら⇒

【ロープ高所作業を行う場合】

ロープ高所作業（高さが2m以上の個所であって作業床を設けることが困難な場所において、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業）を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが必要です。

ロープ高所作業についての規定、通達、リーフレットはこちら⇒

場所に応じた危険の防止措置を行いましょう！

どのような場所か

どう対策するか

1　土砂等が崩壊するおそれのある場所
・地山が崩壊するおそれのある場所
・土石が落下するおそれのある場所

安衛則第534条

- ✔擁壁・土止め支保工を設ける
- ✔地山を安全な勾配にする
- ✔落下のおそれのある土石を取り除く
- ✔雨水・地下水を排除する

2　土石流が発生するおそれのある場所

※土石流や土砂崩壊の危険個所の確認は、「山口県土砂災害ポータル」で確認しましょう
⇒⇒⇒⇒⇒⇒

安衛則第575条の9～13

- ✔土石流危険渓流（河川）の確認
- ✔上流及び周囲の状況調査と結果の記録
- ✔雨量の把握等の災害防止規定の策定
- ✔降雨量の把握と記録
- ✔降雨時の監視人の配置等の措置
- ✔退避の実施

3　機械等が転倒するおそれのある場所

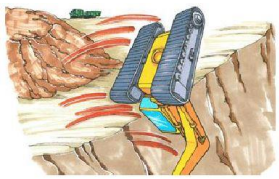

安衛則第155条、157条

- ✔作業計画の策定
- ✔路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下防止、必要な幅員の確保
- ✔誘導員の配置

4　充電電路に接近し、感電のおそれのある場所

安衛則第349条

- ✔充電電路の移設
- ✔感電防止の囲い
- ✔絶縁用防護具の装着
- ✔監視人の配置

5　埋設物、擁壁、コンクリートブロック塀等が崩壊するおそれのある場所

安衛則第362条

- ✔補強、移設する

6　明り掘削で土砂等が崩壊するおそれのある場所

安衛則第361条

- ✔あらかじめ擁壁・土止め支保工を設ける
- ✔防護網を張る
- ✔労働者の立ち入り禁止の措置

安衛則・・・労働安全衛生法施行規則
詳細につきましては各条文をご確認ください。

行動災害を防止するため基本行動を徹底しましょう。

KYTを実施し、危険感受性を高め、不安全行動をなくしましょう。
作業計画と違ったことが生じた場合は、責任者へ報告し、作業計画の変更などを行い安全な作業を行いましょう。

（R5.11）